

# 平成 25 年度 委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成)

委員会名	厚生委員会
参加委員	佐藤清正 土屋勝浩 小林隆利 金井忠一 池上喜美子 三井和哉 土屋陽一

委員長、副委員長

## 1 上田市での課題と視察の目的

### 1 障がい者千人雇用推進事業

障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送れる総合的な基盤整備、特に障害者の就労に関しては、個々の障害や就労環境により就労ができない状況が見受けられる。こうしたことから、今後は就労希望者に対する支援強化が重要な施策と考えられる。このような状況の中、総社市は、障害者雇用に対してあらかじめ高い目標値を設定するとともに、「障がい者千人雇用センター」を設置し、障害者雇用に対する効果をあげていることから、これを視察し、上田市の障害者施策推進の提言をしていくための参考としたい。

### 2 「子育て王国そうじゃ」の実現に向けた取り組み

総社市は、「子育て王国そうじゃ」の実現に向け、市民・企業・行政が協働し、まち全体で子育て支援をすることにより、子どもを安心して生み、育てられるまちをつくとともに、幼少期にできる限りよい環境の中で豊かな経験ができる場を提供して、将来、隣人を愛せる、地域を愛せる、心豊かな子どもたちを育てていく取り組みをしていることから、この取組を視察し、上田市の子育て政策提言の一助としたい。

## 2 実施概要

実施日時	視察先	岡山県 総社市
平成 25 年 5 月 20 日 午後 2 時～午後 4 時	担当部局	保健福祉部 福祉課 保健福祉部 こども課
視察事業名	1 障害者千人雇用推進事業 2 「子育て王国そうじゃ」の実現に向けた取り組み	
報告内容	1 視察先の概要 総社市は、岡山県南部に位置し、古代吉備文化発祥の地として栄えた。新市施行は平成 17 年 3 月 22 日、総面積は 212 平方キロメートル、世帯数及び人口（平成 25 年 3 月末日現在）は、2 万 5 千世帯、6 万 6 千人余。平安時代末期には、備中国中の 324 社の神々を一つに祀った「総社」が建立され、地名「総社」もここから起こったといわれている。  「子育て王国そうじゃ」は、平成 18 年に行われた現市長の就任選挙時の公約であり、市の重点施策となっている。 近隣市町村では人口が減少傾向にある中で、総社市の人口は緩やかに増加している。	

## 2 視察先の特徴

総社市は、障害がある人の雇用の場の創設や就労の安定化に向けた施策に官民で取り組んでおり、高い目標値（1,000人）をあらかじめ設定し、その目標実現に向けて挑戦している。

今回、こうした総社市の取り組みについて視察し、上田市の障害者雇用に対する取り組みについて検証していく。

「子育て王国そうじゃ」のまちづくり事業実施に当たり、「子育て王国」まちづくり協議会を発足させ（18団体21名）、総社市における次世代育成支援対策の推進に必要な施策について協議し、次代の子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを目指している。

## 3 視察事項について

### (1) 障がい者千人雇用推進事業

#### ア 障がい者千人雇用の取り組み状況

総社市の障害者数は約3,200人で、この内、18歳から65歳までの方は約1,200人。平成24年4月の障害者の就労者数は、一般就労と福祉的就労者数の合計で483人であったが、平成25年4月では601人となっている。

企業、福祉団体、行政関係者などの皆さんに対し、千人雇用を達成させる取り組みへの理解を深めることを目的に、平成24年8月には「就労者数500人達成記念フォーラム」を開催。

また、隔年で、福祉関係者、市民を対象とした「総社市保健福祉大会」を開催しており、障害者就労支援施設のパネル展示や福祉団体によるバザーも実施している。

#### イ 「総社市障がい者千人雇用委員会」の内容

平成23年5月から「総社市障がい者千人雇用委員会」を設置。同年の8月には、障害者雇用を推進する取り組みへの考え方や方向性をまとめた中間報告を行った。

#### ウ 総社市障がい者千人雇用推進条例制定の意義

#### エ 「総社市障がい者千人雇用センター」の設置の内容



(2) 「子育て王国そうじゃ」の実現に向けた取り組み

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間、総社市では次世代育成支援対策行動計画に基づき、こども課の創設や子育て相談等の多くの事業を展開してきた。

こうした中、特に「子育て王国そうじゃ」の実現のため、子ども条例を制定するなど、子どもたちが心豊かで健やかに育つための新しい施策に取り組んでいる。

また、各種事業を実施するために『「子育て王国そうじゃ」まちづくり実行委員会』を立ち上げ、事務局を担当している「こども課」の担当課長をはじめ、担当者の皆さんから取り組みの概要について説明を受けた。

【「子育て王国そうじゃ」まちづくり実行委員会の概要】

構成団体は、総社商工会議所、総社市社会福祉協議会、「子育て王国」応援団（県大教授、小児科医、農業後継者 他）

目的は、まち全体で子どもを見守り、育てていこうとする気運を醸成し、総社の地域性を活かしながら、市民、企業、市が協働して「子育て王国」づくりを目指す。

活動内容

- ・「子育て王国そうじゃ」ロゴ募集及び啓発事業
- ・医療機関と教育現場とのネットワークづくり事業ほか



「子育て王国そうじゃ」のロゴキャラクター「チュッピー」

特に、平成 21 年 11 月 15 日に施行された「総社市子ども条例」の推進について、市は「総社っ子プラン」を策定し、地域の人々、学校、園、事業者と連携して取り組むための推進会議を設置して、計画を推進しています。

また、子どものための取り組みとして「総社子ども会議」を設置しています。また、特に子どもの提言が総社市を変えるとして、子ども議会も開催しています。



考 察  
(まとめ:市  
政に活かせ  
ると思われ  
る事項等)

## 1 障がい者千人雇用推進事業について

総社市は、障がい者雇用推進に向けての課題として

障がい者に対する知識の不足  
障がい者への就労・生活支援体制の不足  
障がい者を雇用する企業等の事業者の不足

を挙げて、特に「障がい者千人雇用」と、あらかじめ目標値を設定した取り組みについては、他の自治体の障害者雇用政策の参考となるのではないかと。

また、福祉的就労促進に向けた取り組みの中で、就労継続支援B型事業所、ガソリンスタンド「サンガーデン吉備路」をオープンさせ、知的障害者等が、ガソリンスタンドで洗車や窓ふき、給油作業を行っている。

就労継続支援A型事業所「グリーンファーム」では、全量買い取り制度(地・食べ事業)を活用し、障害者雇用のほかに、定年帰農者への支援を行っている。特に学校給食における地元野菜の使用については、岡山県という温暖な土地柄もあり、給食野菜全体の35%に地元産を使用しているという。

市長が、厚生関係には特に力を入れていた元総理の政策秘書を務めた方とあって、政策実行が果敢に進められているような印象を受けた。トップの考え方が隔々まで迅速に進んでいる組織体制を印象として受けた。

## 2 「子育て王国そうじゃ」の実現に向けた取り組みについて

上田市も子ども未来部を創設し、子育て・子育て支援課が中心となって、各種取り組みを推進していますが、総社市の取り組みについて検証しながら、活かせるところは提言をしていきたい。



総社市役所の前にて

視察先の写真、資料等がある場合は添付のこと

# 平成 25 年度 委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成)

委員会名	厚生委員会
参加委員	佐藤清正 土屋勝浩 小林隆利 金井忠一 池上喜美子 三井和哉 土屋陽一

委員長、副委員長

## 1 上田市での課題と視察の目的

判断能力が不十分な方々が、安心して暮らせるよう「成年後見制度」についての情報提供や申請方法などの相談体制として、平成 24 年 4 月に上小圏域成年後見支援センターが開設された。今後は、市民後見人の必要性も課題としてあるため、その状況などについて視察をして研究を進めていく。

## 2 実施概要

実施日時	視察先	岡山県 笠岡市
平成 25 年 5 月 21 日 午後 2 時～午後 4 時	担当部局	健康福祉部 長寿支援課 笠岡市社会福祉協議会
視察事業名	1 市民後見推進事業について 2 かさおか権利擁護センターについて	
報告内容	<p>1 視察先の概要 笠岡市は、岡山県の西南端に位置し、人口は 5 万 4 千人で、古来海上交通の要衝として栄えた。 市南部の大小 30 の島々からなる笠岡諸島は、大部分が瀬戸内海国立公園域にある。笠岡湾は、日本で唯一、カブトガニ繁殖地として国の天然記念物に指定されている。</p> <p>2 視察先の特徴 平成 22 年に「地縁組織との協働システム構築計画」を策定、同年 10 月には市内全地区に地域担当職員を任命し、市民との協働によるまちづくりを積極的に推進している。</p> <p>3 視察事項について (1) 市民後見推進事業の現状と課題について (2) かさおか権利擁護センターの役割について</p> <p>かさおか権利擁護センターの前にて</p>	



<p style="text-align: center;">考 察</p> <p>(まとめ:市政に活かせると思われる事項等)</p>	<p style="text-align: center;"><b>市民後見推進事業について</b></p> <p>(1) 市民後見推進事業(市民後見人の養成及び活動支援)</p> <p>平成 23 年度より笠岡市から、平成 24 年度より里庄町から委託等を受けて、「かさおか権利擁護センター」が市民後見人の養成から活動支援までを一貫して実施している。</p> <p>老人福祉法第 32 条の 2 において、「市町村は、民法に規定する後見、保佐及び補助業務を適正に行なうことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行なうことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。</p> <p>(2) 目的</p> <p>今後、成年後見制度の需要は高まることが見込まれる。</p> <p>また、後見人などが高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行なうことが多く想定される。これらの課題に対応するためには、弁護士などの専門職の後見人が、その役割を担うだけでなく、専門後見人以外のより身近な存在の市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要がある。</p> <p>「地域福祉」を増進する観点から、市民後見人を確保できる体制を整備・強化することを目的としている。</p> <p style="text-align: center;">市民後見人により見込まれるメリット</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 被後見人との面会が頻繁にできる</li><li>・ 住民目線で生活状況を把握できる</li><li>・ 専門職では気付きにくい小さなことへの配慮が可能</li><li>・ よりきめ細やかな身上監護の提供ができる</li><li>・ 地域福祉の推進役としての役割を担うことが期待できる</li></ul> <p>(3) 市民後見人養成課程の概要</p> <p>笠岡市及び里庄町からの委託等を受け、2 年間かけて市民後見人の養成を行っている。</p> <p style="text-align: center;">市民後見人養成課程受講資格</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 笠岡市又は里庄町に在住</li><li>・ 30 歳以上 75 歳までの者</li><li>・ 養成課程説明会に参加し、養成課程の全日程に参加できる者</li><li>・ 市民後見人の趣旨を理解し、賛同する者</li><li>・ 社会貢献に意欲と熱意がある者</li></ul>
---	---

#### (4) 市民後見人バンク

市民後見人養成課程を修了した者は、センターが管理する市民後見人バンクに登録する。市民後見人が受任するに相応しい事案が発生した場合、家庭裁判所へバンク登録者の中から選定した者を成年後見人として推薦する。後見人の選定に当たっては、センターにおいて受任調整会議を開催して、本人との相性や市民後見人自身の要望を考慮しながら候補者を決定する。

#### 《市民後見人の養成状況》

第1期生（平成23年度から受講）

養成課程受講者：7人 ・ バンク登録者：2人

第2期生（平成24年度から受講）

養成課程受講者：10人 ・ バンク登録者：-人



#### (5) 市民後見人の活動

- ・ 受任1年目は、センターと共に複数後見で、身上監護を中心とした活動を行なう。受任2年目以降は、センターは後見人を辞退し、単独で財産管理及び身上監護を行なう。
- ・ 市民後見人は社会貢献型のボランティア要素が強い側面があるが、後見活動そのものの責任が非常に重いことから、家庭裁判所に対する報酬付与の申し立ては妨げていない。市民後見人自身が報酬付与の申し立てを行なうかを決めている。ただし、あくまで市民後見人は社会貢献型後見活動と位置付けているため、報酬額が多額にならない事案（高額な財産がない事案）を受任するように受任調整している。

なお、岡山家庭裁判所管内では市民後見人の報酬について明確な基準はないが、月額1万円程度の審判が出る場合が多い。

- ・ 市民後見人が安心して後見活動ができるように保険への加入を義務付けている。報酬を受け取らない場合は、保険料（年間450円）は、センターが負担。報酬を受け取る場合は、市民後見人自身が負担。（延活動従事者数×42円）

## 6) 市民後見人のサポート体制

- ・ 市民後見人バンクに登録されている限り、センターが全面的に後方支援を行っている。弁護士等の法律職で構成する「市民後見推進検討会」を設置しており、支援・協力が得られる。
- ・ 養成研修を修了しても、事案が発生しない限り直ぐには受任できないため、修了時から受任するまでの期間が長期にわたることも考えられることから、市民後見人に対する意識や意欲が低下することを防ぎ、市民後見人として更なるレベルアップを目的として、定期的に修了者同士の交流を兼ねた研修会を開催している。

### かさおか権利擁護センターについて

#### (1) 実施主体

：社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会

#### 【職員体制】

センター長：社協事務局長兼務

副センター長：社協事務局次長・地域包括支援センター-所長兼務

相談・支援員： 2人（社会福祉士）



#### (2) 業務内容

- ・ 成年後見制度に関する相談の受付と親族申立支援
- ・ 首長申し立ての調整及び事務
- ・ 法人後見
- ・ 成年後見制度の普及啓発
- ・ 市民後見人の養成及び活動支援

#### (3) バックアップ体制

- ・ 「法人後見業務検討会」を設置（弁護士2名・行政書士1名）
- センターにて、法的な問題が発生した時に相談・支援を依頼し、助言や後方支援を行う。

### 《 視察を終えて 》

- ・ 市民後見推進事業、市民後見人養成講座、市民後見人バンクなどの取り組みは、先進的な事業と感じた。

国のモデル事業とはいえ、その取り組みへの向上精神を学んだ。上小圏域での今後の課題である。



笠岡市議会議場にて

# 平成25年度 厚生委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成)

委員会名	厚生委員会
参加委員	佐藤清正 土屋勝浩 小林隆利 金井忠一 池上喜美子 三井和哉 土屋陽一

委員長、副委員長

## 1 上田市での課題と視察の目的

上田地域での地域医療連携体制の施策展開について、先進地の調査・研究をする。

## 2 実施概要

実施日時	視察先	広島県 尾道市
平成25年5月22日 午前10時～午前11時30分	担当部局	尾道市立市民病院 地域医療連携室
視察事業名	他職種協働による地域医療連携体制（尾道方式）について	
報告内容	<p>1 視察先の概要 尾道市は、広島県の東南部にあり、1169年の開港以来、瀬戸内の代表的商港都市として発展。豊かな自然、美しい景観や街並みに恵まれる。映画のロケ地としても有名。平成17年3月に御調町・向島町と、平成18年には因島町・瀬戸田町と合併。 現在の人口は、146,321人。</p> <p>2 視察先の特徴 尾道地域では、尾道市医師会を中心として、平成6年から高齢者の在宅医療ケアシステムの構築に取り組んでいる。現在3か所の中核病院（厚生連尾道総合病院、尾道市立市民病院、公立みつぎ総合病院）の支援体制のもと、「尾道方式」と呼ばれる在宅主治医機能を中核とした在宅医療の地域連携、他職種協働をシステム化した地域の一体的なケアマネジメントシステムが構築されている。</p> <p>3 視察事項について 尾道市の「他職種協働による地域医療連携体制（尾道方式）の取り組み」に関すること ア 尾道市の医療背景 ・ 高齢化率：31.4%（昭和60年代の高齢化率は14%） 10年後には34%へ増加予想。</p>	

## イ 尾道市の医療環境

尾道市立市民病院（330床）

地域医療支援病院、夜間救急診療所、県指定がん拠点病院

平均在院日数：15.5日、紹介率：64.4%、逆紹介率：61.9%

医師数：46名、看護師数：287人、看護体制：7対1看護

公立みつぎ総合病院（240床）

回復リハ病棟・緩和ケア病棟

厚生連尾道総合病院（393床）

地域医療支援病院、地域がん診療拠点病院、災害拠点病院

尾道地域の開業医・医療機関数：約110か所

（医師数：約280人）

## ウ 地域医療連携室の業務

- ・ 紹介患者の受付業務と案内
- ・ 地域医療機関等への紹介依頼・予約
- ・ 入院患者の退院支援
- ・ 外来・入院患者の医療・福祉相談・介護保健
- ・ 各種書類の申請の説明（身体障害・限度額など）
- ・ 地域医療機関・施設等の連絡調整
- ・ 広報活動
- ・ 地域医療支援病院としての活動
- ・ 地域医療連携パスの開発、推進、評価
- ・ IDリンク登録
- ・ 平成24年度から、患者サポート体制（相談窓口）



## エ 「尾道方式」退院前ケアカンファレンス

### 退院前ケアカンファレンスの目的

- ・ 患者・家族が安心して在宅へ退院できる
- ・ 「切れ目のない」医療・看護・福祉・介護サービスを提供する。

### (具体的な内容)

- ・ 予測される問題、多職種の情報共有を、約 15 分間で行う。

### なぜ尾道市にこのシステムが根付いたのか

- ・ 前医師会長の強力なリーダーシップ
- ・ 重症患者さんでも在宅で見るシステム(施設の設置、グループプラクティス等体制の整備)
- ・ 患者・家族のために 15 分から 30 分の時間を作る熱意
- ・ 患者さん・家族の満足度が高い
- ・ ケアマネジャー・在宅スタッフの継続教育の充実

### 「ケアカンファレンス」の内容

#### (参加者)

- ・ 院内 ... 主治医、看護師長、看護婦、PT、薬剤師、栄養士  
緩和ケア認定看護師、臨床心理士、連携室看護師
- ・ 院外 ... 在宅主治医、在宅医院看護師、ケアマネ、訪問看護師、福祉・保健の専門職、本人・家族 等
- ・ 人数 ... 約 18 名



説明いただいた、地域医療連携室の皆さん

考 察  
(まとめ:市政に活かせると思われる事項等)

#### 《 視察後の感想等 》

尾道方式は、「患者本位」を大原則として、急性期から回復期、生活期への転院時や、在宅への退院時等、長期継続ケアの各段階において計画的に「ケアカンファレンス」を行い、「多職種協働」で医療と介護を効率的、包括的に提供できる体制を構築していることが、大きな特徴である。

「ケアカンファレンス」は、患者に係わるメンバー全員が情報を共有し、いかにより良い医療・介護を行うかを話し合う「作戦会議」であり、患者・家族への説明責任を果たす場でもある。

患者と家族、医師、看護師、薬剤師、ケアマネジャー、ヘルパー、医療器械販売業者、時には民生委員等、あらゆる職種のメンバーがテーブルを囲む会議である。医師のほとんどが行っている素晴らしい取り組みであり、大いに参考になりました。

#### 《 まとめ 》

いろいろと参考になる点がたくさんありました。現在、上田市が進めている「地域医療再生事業計画」や、今後、地域医療の連携の充実のために活かしていきたいと思います。



尾道市立市民病院の前にて